

医療費控除の計算方法

$$\text{控除額(最高200万円まで)} = \text{その年に支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額}(\ast) - \text{所得の5\% (10万円を超える場合は10万円)}$$

※保険金などで補填される金額とは、
 ①社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金
 ②医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などのこと。

医療費控除について

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代えて、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

※対象にならない費用

美容整形や健康診断時の費用、予防接種代、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代など。

※医療費は、平成29年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。

◆添付書類

医療費控除の明細書など

住 宅借入金等特別控除について

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税額から控除しきれない場合

は、限度額の範囲内で市・県民税から控除されます。※居住年月日によっては、市・県民税からの控除が受けられない場合があります。

な税制改正について

平成29年分以降の所得税および平成30年度以降の住民税から適用されるもの

◆セルフメディケーション(自主服薬) 推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

従来の「医療費控除」との選択制で、平成30年に行う平成29年分の申告から対象となります。

特定健診や予防接種などの一定の取り組みを行う個人が、自己または自己と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品(要指導医薬品)及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品」を購入した場合に、その年分に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超えると

は、その超える部分の金額につき、8万8千円を限度に所得控除できる特例の制度です。

◆医療費控除・医療費控除の特例の申告時における「明細書」の添付義務化

医療費控除・医療費控除の特例のいずれかの適用を受けられる方は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。医療機関名など必要事項が記載された医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を添付すると明細書の作成を省略できます。

また、医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。平成29年分から31年分までの確定申告について

は、医療費の領収書の添付によることもできます。

平成30年分以降の所得税および平成31年度以降の住民税から適用されるもの

◆配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除の控除額が改正されたほか、合計所得金額が1千万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなるとされました。

配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。



お問い合わせは、
 ・茂原税務署
 〒297-8501
 茂原市高師台1丁目5番1
 茂原地方合同庁舎2階
 ☎22166
 ・市民税課(2階)
 〒297-8511
 茂原市道表1番地
 ☎201577、FAX2016099。